

証券コード 3816
2019年10月4日

株 主 各 位

大阪府高槻市若松町36番18号
株式会社大和コンピューター
代表取締役社長 中 村 憲 司

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年10月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市野見町2番33号
高槻現代劇場（文化ホール3階会議室）
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第43期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 監査役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwa-computer.co.jp/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwa-computer.co.jp/jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益は横ばいながらも高水準を保ち、設備投資は総じて堅調に推移しており、個人消費も雇用環境の持続的な改善などから全体としては底堅く緩やかな回復基調が続いているものと考えられます。企業においては、引き続き人手不足による悪影響や保護貿易主義の台頭にともなう米国・中国の貿易摩擦の激化による景気の減速と実体経済への影響が懸念されるほか、中東・東アジア地域における地政学的リスクの高まりなど先行きについては不透明感が以前にも増して一層強まっている状況となっております。

情報サービス産業においては、このような経済環境にあって、企業のIT投資は慎重姿勢をとりつつも、回復傾向がみられ、ビジネスに向けての戦略的で厳選されたIT需要や働き方改革・人手不足への対応を含む生産性の向上や自動化・効率化・省力化へのシステム投資は概ね堅調に推移しました。

このような状況の中、当社は引き続き、新分野への受注活動にも注力しつつ、更なる採算性の重視、品質の向上に努めてまいりました。その結果、当事業年度における経営成績は、次のとおりとなりました。

売上高は、ソフトウェア開発関連の売上が堅調で2,489,280千円（前期比200,516千円増）、売上総利益は、ソフトウェア開発の売上高の増加と採算性が向上したことにより773,823千円（前期比104,996千円増）となりました。営業利益については、販売費及び一般管理費が400,840千円（前期比20,679千円増）であり、372,983千円（前期比84,317千円増）となりました。経常利益については、営業外収益が24,564千円（前期比3,566千円減）であったことから、393,825千円（前期比78,314千円増）となりました。当期純利益は、税引前当期純利益が393,825千円（前期比78,314千円増）、税金費用は136,254千円（前期比37,311千円増）となり、その結果、257,571千円（前期比41,002千円増）となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

（ソフトウェア開発関連事業）

ソフトウェア開発関連事業については、ソフトウェア開発の受注が堅調に推移したことにより、売上高は2,052,825千円（前期比279,834千円増）となり、セグメント利益は採算性の向上により298,309千円（前期比135,172千円増）となりました。

（サービスインテグレーション事業）

サービスインテグレーション事業については、A S Pサービスは堅調に推移したものの、関連するシステム開発が小規模にとどまったことから、売上高は386,062千円（前期比22,243千円減）、セグメント利益は94,922千円（前期比36,799千円減）となりました。

2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は20,090千円であり、その主なものは、工具、器具及び備品等であります。

3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び借入金によりまかないました。

4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2016年 7 月期)	第 41 期 (2017年 7 月期)	第 42 期 (2018年 7 月期)	第 43 期 (当事業年度) (2019年 7 月期)
売 上 高 (千円)	2, 123, 980	2, 146, 492	2, 288, 764	2, 489, 280
当 期 純 利 益 (千円)	163, 717	202, 329	216, 568	257, 571
1 株当たり当期純利益 (円)	50. 81	62. 16	66. 54	79. 28
総 資 産 (千円)	3, 662, 644	3, 873, 008	4, 116, 861	4, 482, 754
純 資 産 (千円)	3, 003, 245	3, 213, 628	3, 422, 115	3, 617, 297
1 株当たり純資産額 (円)	922. 53	987. 37	1, 051. 57	1, 114. 96

- (注) 1. 当社は、2016年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1. 2 株、2017年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1. 1 株、2018年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1. 1 株、2019年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1. 1 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額は、当該株式分割がそれぞれ第 40 期の期首に行われたと仮定して算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）を第 43 期の期首から適用しており、第 40 期以降の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フィット・コム	40, 000 千円	100%	健康増進施設向け A S P 事業
株式会社ルーツ	10, 000 千円	100%	農作物の生産・加工・販売

(4) 対処すべき課題

当社の属する情報サービス業界は激しく変化する外部環境の中、企業のＩＴによる業務改善・効率化はもとより、製品サービスの強化や複雑・高度化するビジネスモデルへの対応など様々な経営課題解決に企業規模、業績や業態を問わずＩＴ投資の重要性はますます高まる状況にあります。

当社はソフトウェア開発関連事業者として常に高品質なシステムの提供に努めてまいりました。今後も同事業の更なる成長を目指して、技術力の強化を図るとともに、長年培った各種ノウハウによるソリューションサービス業務の拡大に注力します。更に当社のソフトウェア開発技術をベースにクラウドサービス、ＲＦＩＤ（電子タグ）、ＣＭＭＩコンサルティング、農業分野へのビジネスを推進してまいります。

1) 既存事業の更なる品質・業務効率の向上

- ① 顧客のニーズに迅速に幅広く応えられる自律した組織作りを目指してまいります。
- ② 顧客に感動を、そして更なる信頼関係の強化を図ってまいります。
- ③ ＣＭＭＩレベル５の達成及び今まで蓄積したノウハウにより、開発製品・サービスの品質と業務効率の改善を図ってまいります。
- ④ 先端技術と既存技術の連携による技術革新対応を図ってまいります。
- ⑤ 新規顧客・窓口の開拓を目指してまいります。

2) 新規事業による新たな価値の創造

- ① クラウドシステムの基盤・機能を強化・充実させ、安定したサービスの提供によりクラウドビジネスの拡大を図ってまいります。
- ② ＲＦＩＤ（電子タグ）の利用分野を広げ、付加価値の高い製品・サービス作りを図ってまいります。
- ③ ＩＴとつながる農業により、良質な農作物を安定生産し、収益性の向上と関連システムのビジネス化を推進してまいります。

3) 更なるセキュリティの強化

情報漏洩、不正アクセスの増加などの社会情勢に対応すべく、継続的に開発環境、製品サービス環境、設備などのセキュリティ強化、情報セキュリティ教育を推進してまいります。

4) 中長期的な視点での人材の育成

- ① 「Daiwa Computer 未来プロジェクト」の継続により、人財価値の向上を図ってまいります。
- ② 勉強会、社外研修の充実を図ってまいります。
- ③ 組織間での人材交流、業務を通じての人材育成を図ってまいります。

5) 人材の確保

当社の企業目的を達成するためには、高いITスキル、仕事を通じての自己実現、顧客に対する使命感など優秀な人材確保が不可欠と認識しております。自社での採用の強化はもとより、国内外のパートナー企業との積極的な連携により優秀な人材の確保を推進してまいります。

(注) 1. CMMI

米国カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所が開発したソフトウェア開発プロセスのモデルで、5段階で評価。

2. RFID (Radio Frequency Identification)

微小な無線チップにより人やモノを識別・管理する仕組み。

3. Daiwa Computer 未来プロジェクト

「設立50周年（それ以降）に向け、当社の持続可能なビジョンを次世代メンバーにより検討し、素案を策定すること」「ビジョン策定プロセスを通じて、ビジネスとマネジメントを学び、組織とのエンゲージメント（一体感）を高めること」を目標観とした当社の取組み。

(5) 主要な事業内容（2019年7月31日現在）

事業	主 要 製 品
ソフトウェア開発関連事業	顧客より請け負った受託開発業務を中心に、システム／ソフトウェアの設計・開発・導入・保守などのサービスを提供すること、及びソフトウェア開発プロセスの改善・CMMI導入コンサルティングを提供することで、顧客の企業活動をサポート。
サービスインテグレーション事業	SaaS型によるソフトウェアサービスの提供、及び関連するシステム／ソフトウェアのコンサルティングから設計・開発・導入・保守、ハードウェア販売／導入、サプライ供給などにより、導入システムや企業活動をトータルにサポート。

(6) 主要な営業所（2019年7月31日現在）

大 阪 本 社	大阪府高槻市若松町36番18号
東 京 本 社	東京都港区白金台二丁目25番7号

（注）首都圏における事業拠点として「東京本部」を設置しておりましたが、より一層の事業強化ならびにお客様への迅速な対応を図るとともに、多様な人材確保や様々な局面における危機対応能力、BCP（事業継続計画）の実効性を高めることを目的として、2018年8月1日付で「東京本部」を「東京本社」に改称し、大阪との二本社制としております。

(7) 使用人の状況（2019年7月31日現在）

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
172（2）名	+1（－）名	39.6歳	16.3年

（注）使用人数は就業人員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年7月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,912,000株

(2) 発行済株式の総数 2,992,245株
(うち自己株式42,842株)

(3) 株主数 1,298名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(有) ジェネシス	725千株	24.5%
中村憲司	648千株	21.9%
大和コンピュータ社員持株会	234千株	7.9%
S C S K (株)	232千株	7.8%
日本証券金融(株)	88千株	2.9%
京都中央信用金庫	72千株	2.4%
林正	58千株	1.9%
テイネン(株)	58千株	1.9%
中村眞理子	49千株	1.6%
中村雅昭	49千株	1.6%

(注) 持株比率は自己株式42,842株を控除して計算しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

- ① 2018年8月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行ったことにより、2019年7月31日現在の発行済株式の総数が272,022株増加して2,992,245株となっております。
- ② 2019年8月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が2,992,245株から299,224株増加して3,291,469株となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年7月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 憲 司	N B 推 進 本 部 長 テ イ ネ ン (株) 取 締 役 (株) ル ー ツ 代 表 取 締 役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	林 正	企 画 管 理 本 部 長 サ ー ビ ス イ ン テ グ レ ー シ ョ ン 本 部 長 (株) フ ィ ッ ト ・ コ ム 代 表 取 締 役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	鈴 木 義 人	ソ リ ュ ー シ ョ ン 統 括 本 部 長
取 締 役	山 根 瑞 江	社 長 室 長
取 締 役	田 代 来	オ フ ィ ス 田 代 (株) 代 表 取 締 役 田 代 来 税 理 士 事 務 所 所 長 (株) ゴ ー ダ 水 処 理 技 研 専 務 取 締 役 N C P (有) 取 締 役
常 勤 監 査 役	松 宮 民 夫	
監 査 役	阿 部 修 二	阿 部 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 (株) 奥 村 組 取 締 役 監 査 等 委 員 西 尾 レ ン ト オ ー ル (株) 社 外 監 査 役
監 査 役	谷 川 雅 一	弁 護 士 但 馬 信 用 金 庫 員 外 理 事

- (注) 1. 取締役田代来氏は、社外取締役であります。
2. 監査役阿部修二氏及び監査役谷川雅一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役阿部修二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田代来氏及び監査役谷川雅一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	72百万円
監 査 役	3名	15百万円
合 計	8名	88百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の臨時株主総会において年額16百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役田代来氏は、オフィス田代(株)の代表取締役、田代来税理士事務所の所長、(株)ゴード水処理技研の専務取締役、N C P(有)の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役阿部修二氏は、阿部公認会計士事務所の所長、(株)奥村組の取締役監査等委員、西尾レントオール(株)の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役谷川雅一氏は、弁護士であり、但馬信用金庫の員外理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役 田 代 来	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。税理士及び経営コンサルタントとしての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役 阿 部 修 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 谷 川 雅 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

- ③ 社外役員 3 名の報酬
合計 9 百万円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,656,797	流動負債	544,411
現金及び預金	2,098,233	買掛金	1,981
受取手形	4,026	未払金	95,610
売掛金	496,333	未払費用	111,469
商品	918	未払法人税等	125,202
仕掛品	41,411	未払消費税等	30,674
貯蔵品	559	前受金	46,693
前払費用	16,764	預り金	32,052
その他の他	1,060	賞与引当金	87,000
貸倒引当金	△2,510	プログラム保証引当金	12,692
		その他の他	1,033
固定資産	1,825,957	固定負債	321,045
有形固定資産	1,160,966	退職給付引当金	214,408
建物	340,091	長期未払金	102,420
構築物	1,396	資産除去債務	1,517
機械及び装置	1,647	その他の他	2,700
車両運搬具	3,628		
工具、器具及び備品	17,944	負債合計	865,457
土地	796,257	純資産の部	
無形固定資産	4,937	株主資本	3,424,832
ソフトウェア	3,574	資本金	382,259
その他の他	1,363	資本剰余金	287,672
投資その他の資産	660,052	資本準備金	287,315
投資有価証券	364,319	その他の資本剰余金	356
関係会社株式	181,400	利益剰余金	2,777,737
長期前払費用	7,609	利益準備金	3,640
繰延税金資産	30,342	その他の利益剰余金	2,774,097
保険積立金	69,616	別途積立金	800,000
その他の他	7,964	繰越利益剰余金	1,974,097
貸倒引当金	△1,200	自己株式	△22,836
		評価・換算差額等	192,465
		その他有価証券評価差額金	192,465
資産合計	4,482,754	純資産合計	3,617,297
		負債純資産合計	4,482,754

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,489,280
売上原価		1,715,456
売上総利益		773,823
販売費及び一般管理費		400,840
営業利益		372,983
営業外収益		
受取利息	379	
受取配当金	6,923	
受取家賃	11,185	
受取保険金	4,394	
その他	1,683	24,564
営業外費用		
支払利息	21	
為替差損	2,389	
障害者雇用納付金	1,300	
その他	11	3,722
経常利益		393,825
税引前当期純利益		393,825
法人税、住民税及び事業税	163,074	
法人税等調整額	△26,819	136,254
当期純利益		257,571

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,881,565	流 動 負 債	580,516
現 金 及 び 預 金	2,321,398	買 掛 金	11,970
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	496,549	未 払 法 人 税 等	135,888
仕 掛 品	41,411	賞 与 引 当 金	88,750
そ の 他	24,759	プ ロ グ ラ ム 保 証 引 当 金	12,692
貸 倒 引 当 金	△2,553	そ の 他	331,214
固 定 資 産	1,665,692	固 定 負 債	319,591
有 形 固 定 資 産	1,176,238	退 職 給 付 に 係 る 負 債	215,654
建 物 及 び 構 築 物	342,752	長 期 未 払 金	102,420
土 地	796,257	そ の 他	1,517
そ の 他	37,228	負 債 合 計	900,108
無 形 固 定 資 産	7,682	純 資 産 の 部	
そ の 他	7,682	株 主 資 本	3,454,683
投 資 そ の 他 の 資 産	481,771	資 本 金	382,259
投 資 有 価 証 券	364,319	資 本 剰 余 金	287,672
繰 延 税 金 資 産	33,451	利 益 剰 余 金	2,807,588
そ の 他	85,200	自 己 株 式	△22,836
貸 倒 引 当 金	△1,200	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	192,465
資 産 合 計	4,547,257	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	192,465
		純 資 産 合 計	3,647,148
		負 債 純 資 産 合 計	4,547,257

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結損益計算書

(2018年8月1日から
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,638,280
売上原価		1,801,892
売上総利益		836,387
販売費及び一般管理費		423,847
営業利益		412,540
営業外収益		
受取利息	381	
受取配当金	6,923	
受取家賃	5,785	
受取保険金	4,394	
その他	2,949	20,433
営業外費用		
支払利息	21	
為替差損	2,389	
障害者雇用納付金	1,300	
その他	169	3,880
経常利益		429,093
税金等調整前当期純利益		429,093
法人税、住民税及び事業税	175,924	
法人税等調整額	△28,884	147,040
当期純利益		282,052
親会社株主に帰属する当期純利益		282,052

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年 9 月20日

株式会社大和コンピューター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 村 上 和 久 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三 戸 康 嗣 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和コンピューターの2018年8月1日から2019年7月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月27日

株式会社大和コンピューター 監査役会

常勤監査役 松 宮 民 夫 ㊟

監 査 役 阿 部 修 二 ㊟

監 査 役 谷 川 雅 一 ㊟

(注) 監査役阿部修二、谷川雅一の両名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は56,038,657円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年10月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、
予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数 (株)
いし かわ むね たか 石 川 宗 隆 (1972年8月9日生)	1999年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年9月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 退所 2007年2月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 退所 2011年10月 税理士法人S.T.M総研入所 2012年3月 ㈱五島鉱山監査役就任(現任) 2013年8月 長崎三笠化学工業㈱監査役就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ㈱五島鉱山監査役 長崎三笠化学工業㈱監査役	—
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 直接会社の経営に関与した経験はありませんが、長年の公認会計士として培われてきた会計知識及び他社での監査役としての経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者石川宗隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。候補者石川宗隆氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2006年6月28日開催の臨時株主総会において、年額16百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、前回改定以降の経済情勢の変化、社外監査役の増員等諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額を年額24百万円以内と改定させていただきたく存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度により対象取締役に對して発行又は処分される普通株式の総数は年60,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から25年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限解除の条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、使用人、顧問又は相談役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任若しくは退職等した場合、又は死亡により退任若しくは退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

(ご参考)

当社は、本総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社及び当社子会社の幹部社員に対しても上記と同じ趣旨の制度を導入する予定であります。

以 上

メ 毛

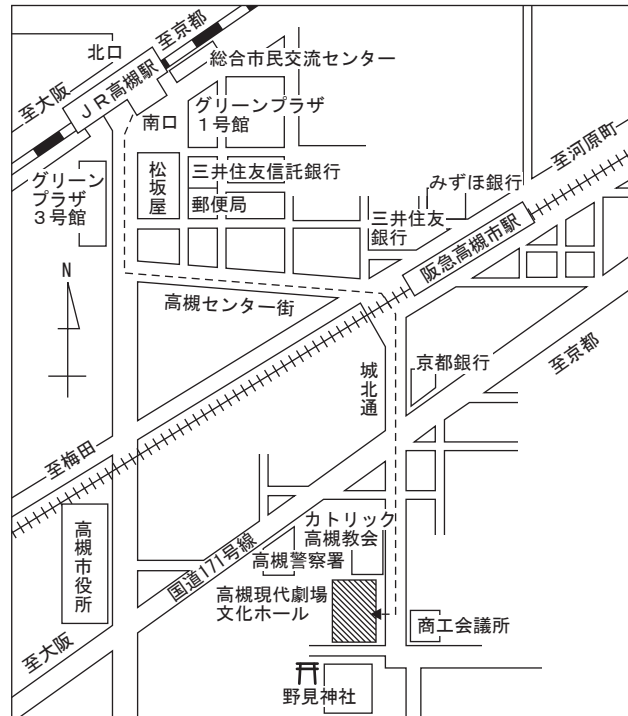
This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It features 15 evenly spaced horizontal dashed lines across the entire width of the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no margins or additional markings.

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

（大阪府高槻市野見町 2 番33号
高槻現代劇場（文化ホール 3 階会議室）
TEL 072-671-1061



■ J R 高槻駅南口下車

高槻センター街経由城北通より南へ徒歩約15分

■ 阪急高槻市駅南口下車

城北通より南へ徒歩約7分

駐車場が狭いため車でのご来場はできるだけご遠慮をお願いいたします。